

(名 称)

第1条 本会は「渡良瀬遊水地保全・利活用協議会」(以下「協議会」という)と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、渡良瀬遊水地のラムサール条約登録を踏まえ、「湿地の保全」、「湿地の賢明な利用」を図るため、治水機能の向上と継続的な自然環境の保全及び様々な利活用の促進に関し、関係機関及び周辺の住民等が十分に協議を行うことを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために必要な次に掲げる事項について協議検討のもと活動を行う。

- (1) 治水機能の向上及び利水機能の維持を含む遊水地の賢明な利活用を図る。
- (2) 貴重な遊水地の生態系を護るため湿地の保全・再生を図る。
- (3) 人々の参加・交流や情報交換・教育・啓発活動を進める。
- (4) 渡良瀬遊水地及び周辺地域の地域振興を図る。

(構 成)

第4条 協議会は4市2町の行政、自治会等地域の代表、渡良瀬遊水地に関係する各種団体をもって構成する。国内ラムサール条約関係官庁及び河川管理者はオブザーバーとして参画する。構成員については別紙1のとおりとする。

2 協議会に、植物・動物などの自然環境や歴史・文化、治水等社会環境に関する学識者等の専門アドバイザーを設け、必要に応じて助言・協力を受ける。

(構成員の相互協力)

第5条 構成員は、渡良瀬遊水地に関する情報の共有のもとで建設的な対話を行い、相互に協力する。

(役員を選任及び任務)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 監 事 2名

2 役員は、別紙2の地方自治体の長の中から互選により選出するものとし、協議会構成員の承認を得る。

3 会長は、会務を総理し、副会長はその補佐をする。

4 会長に事故のあるときは、副会長が代理をする。

5 監事は会計を監査する。

(総会の開催)

第7条 協議会は、原則として年1回総会を開催することとし、会長がこれを招集する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時で総会を開催することができる。

2 会長は必要に応じ、協議会構成員以外の関係者を出席させることができる。

(定足数)

第8条 総会は、協議会構成員の過半数の出席で成立する。ただし、やむを得ない事情で出席できないものは、委任状または表決書面の提出により、出席者の数に加えるものとする。

(議 決)

第9条 総会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(定例会議)

第10条 協議会は、第3条に掲げる取組を検討するため定例会議を設置する。

2 定例会議は、渡良瀬遊水地全体に関わる事業の検討・提言及び、個別テーマの選定を行う。

(ワーキンググループ)

第11条 定例会議は、目的の推進に資するためワーキンググループを設置する。

2 ワーキンググループは、個別テーマごとに構成員よりメンバーを選出し、具体的な事業の検討を行う。

3 前項における検討結果については、定例会議に報告する。

(関係自治体会議)

第12条 関係自治体会議は、別紙2に掲げる者で構成する。

2 関係自治体会議は、調整が必要な事案が発生した場合、会長が必要に応じて開催することができる。

(担当者会議)

第13条 担当者会議は別紙3に掲げる者で構成する。

2 担当者会議は、調整が必要な事案が発生した場合、事務局が必要に応じて開催することができる。

(総会・定例会議・関係自治体会議の議事)

第14条 総会・定例会議・関係自治体会議の議事は、議長が進行する。

2 議長は、会長が務める。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、生物の保護上又は個人情報保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。

(任期)

第16条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 役員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする

(事務局)

第17条 協議会の事務局は、会長を担当する市町村の担当部局に置く。

(経費)

第18条 協議会の経費は運営負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 各市町が負担する運営負担金は年額とし、その額は、本会での協議を経て会長が別に定める。

(会計年度及び会計処理)

第19条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

2 会計処理は、会長市町が担当し、該当市町の財務関係規則に準じて行う。

(雑則)

第20条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については、会長が総会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成25年8月2日より施行する。

(改正)

この規約は、平成26年7月25日より施行する。

この規約は、平成27年8月3日より施行する。

この規約は、平成28年8月22日より施行する。

この規約は、平成29年8月2日より施行する。

この規約は、平成30年8月1日（以下「施行日」という）より施行する。

この規約は、令和2年9月1日より施行する。

この規約は、令和3年9月1日より施行する。

この規約は、令和4年9月1日より施行する。

1. 地方自治体  
4市2町（古河市、栃木市、小山市、野木町、板倉町、加須市）
2. 渡良瀬遊水地利用者（占用）  
一般財団法人渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団
3. 渡良瀬遊水地利用者（採取）  
渡良瀬遊水地利用組合連合会  
栃木県下都賀漁業協同組合
4. 渡良瀬遊水地隣接自治会代表  
古河市行政自治会  
部屋地区自治会連合会（栃木市）  
藤岡地区自治会長会（栃木市）  
赤麻地区自治会連合会（栃木市）  
生井地区自治会連合会（小山市）  
野木区（野木町）  
板倉町行政区長会  
加須市自治協力団体連絡会北川辺支部
5. 渡良瀬遊水地の治水に関する関係団体  
渡良瀬遊水地第2調節池周辺地区治水事業促進連絡協議会  
渡良瀬遊水地関連地域活性化協議会  
思川右岸生井地区堤防強化対策協議会  
巴波・永野川築堤、堤防改修工事対策協議会  
野木町川西地区治水事業促進連絡会  
藤岡町巴波川周辺地区治水事業促進連絡協議会
6. 渡良瀬遊水地を活動拠点としている団体  
ラムサール湿地ネットわたらせ  
渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会  
特定非営利活動法人 わたらせ未来基金  
渡良瀬遊水地野鳥観察会  
谷中村の遺跡を守る会  
渡良瀬遊水地ガイドクラブ  
小山市渡良瀬遊水地エコツーリズムガイド協会

7. 渡良瀬遊水地を利用している団体（スポーツ等）

渡良瀬遊水地スポーツ利用者等連絡協議会  
特定非営利活動法人 スカイダイブ藤岡  
ミカモライディングクラブ  
一般社団法人 栃木市熱気球クラブ

8. 土地改良区

藤岡土地改良区  
思川西部土地改良区

9. 教育関係

4市2町（古河市、栃木市、小山市、野木町、板倉町、加須市）教育委員会

10. その他公募による団体

（オブザーバー）

11. 国関係

環境省関東地方環境事務所野生生物課  
国土交通省利根川上流河川事務所

地方自治体の長

- ・古河市
- ・栃木市
- ・小山市
- ・野木町
- ・板倉町
- ・加須市

構成員

- ・古河市 企画課
- ・栃木市 渡良瀬遊水地課
- ・小山市 自然共生課
- ・野木町 政策課
- ・板倉町 企画財政課
- ・加須市 環境政策課

渡良瀬遊水地保全・利活用協議会規約の一部を改正する規約（案）

渡良瀬遊水地保全・利活用協議会規約（平成25年8月2日施行）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(構成)</p> <p>第4条 <u>協議会は4市2町の行政、自治会等地域の代表、渡良瀬遊水地に関する各種団体、国内ラムサール条約関係官庁及び河川管理者をもって構成する。構成員については別紙1のとおりとする。</u></p> <p>2 <u>協議会は第3条に掲げる活動を円滑に進めるため、必要に応じそれぞれの活動内容ごとに部会を設ける。</u></p> <p>3 <u>協議会に、植物・動物などの自然環境や歴史、文化などの社会環境に関する学識者等の専門アドバイザーを設け、必要に応じて助言・協力を受ける。</u></p> <p>(役員の選任及び任務)</p> <p>第6条 <u>本協議会に次の役員を置く。</u></p> <p>(協議会の開催)</p> <p>第7条 <u>協議会は、原則として年1回開催することとし、会長がこれを招集する。ただし、会長が必要と認め</u></p>	<p>(構成)</p> <p>第4条 <u>協議会は4市2町の行政、自治会等地域の代表、渡良瀬遊水地に関する各種団体をもって構成する。国内ラムサール条約関係官庁及び河川管理者はオブザーバーとして参画する。構成員については別紙1のとおりとする。</u></p> <p>2 <u>協議会に、植物・動物などの自然環境や歴史・文化、治水等社会環境に関する学識者等の専門アドバイザーを設け、必要に応じて助言・協力を受ける。</u></p> <p>3 <u>削除</u></p> <p>(役員の選任及び任務)</p> <p>第6条 <u>協議会に次の役員を置く。</u></p> <p>(総会の開催)</p> <p>第7条 <u>協議会は、原則として年1回総会を開催することとし、会長がこれを招集する。ただし、会長が必要</u></p>



るときは、協議会を招集することができる。

- 2 会長が必要と認めるときは、協議会構成員以外の者を協議会に出席させることができる。

#### (協議会の議事)

第8条 協議会の議事は、議長が進行する。

- 2 議長は、会長が務める。

#### (部会の設置及び運営)

第9条 部会の設置及び運営に関する事は協議会で決定する。

#### (公開)

第10条 協議会及び部会は、生物の保護上又は個人情報保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。

#### (任期)

第11条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

と認めるときは、臨時で総会を開催することができる。

- 2 会長は必要に応じ、協議会構成員以外の関係者を出席させることができる。

#### (定足数)

第8条 総会は、協議会構成員の過半数の出席で成立する。ただし、やむを得ない事情で出席できないものは、委任状または表決書面の提出により、出席者の数に加えるものとする

- 2 削除

#### (議決)

第9条 総会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (定例会議)

第10条 協議会は、第3条に掲げる取組を検討するため定例会議を設置する。

- 2 定例会議は、渡良瀬遊水地全体に関わる事業の検討・提言及び、個別テーマの選定を行う。

#### (ワーキンググループ)

第11条 定例会議は、目的の推進に資するためワーキンググループを設

2 役員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (幹事会)

第12条 協議会の準備、運営を行うため幹事会を設置する。

2 幹事会の構成員は別紙3のとおりとする。

3 幹事会で調整した内容については、協議会の議事に諮る。

#### (事務局)

第13条 協議会の事務局は、利根川上流河川事務所調査課に置く。

#### (経費)

第14条 本会の経費は運営負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 各市町が負担する運営負担金は年額とし、その額は、幹事会での協議を経て会長が別に定める。

#### (会計年度及び会計処理)

#### 置する。

2 ワーキンググループは、個別テーマごとに構成員よりメンバーを選出し、具体的な事業の検討を行う。

3 前項における検討結果については、定例会議に報告する。

#### (関係自治体会議)

第12条 関係自治体会議は、別紙2に掲げる者で構成する。

2 関係自治体会議は、調整が必要な事案が発生した場合、会長が必要に応じて開催することができる。

#### 3 削除

#### (担当者会議)

第13条 担当者会議は別紙3に掲げる者で構成する。

2 担当者会議は、調整が必要な事案が発生した場合、事務局が必要に応じて開催することができる。

#### (総会・定例会議・関係自治体会議の議事)

第14条 総会・定例会議・関係自治体会議の議事は、議長が進行する。

2 議長は、会長が務める。

#### (会議の公開)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

2 本会の会計処理は、会長市町が担当し、該当市町の財務関係規則に準じて行う。

(規約改正)

第16条 この規約は、協議会の構成員の発議により、協議会の会議の出席構成員の過半数の合意を得て、改正することができる。

(雑則)

第17条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については、会長が協議会に諮って定める。

第15条 協議会の会議は、生物の保護上又は個人情報保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。

2 削除

(任期)

第16条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 役員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第17条 協議会の事務局は、会長を担当する市町村の担当部局に置く。

(経費)

第18条 協議会の経費は運営負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 各市町が負担する運営負担金は年額とし、その額は、本会での協議を経て会長が別に定める。

(会計年度及び会計処理)

第19条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

2 会計処理は、会長市町が担当し、

該当市町の財務関係規則に準じて行  
う。

(雑 則)

第20条 この規約に定めるもののほ  
か、必要な事項については、会長が  
総会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成25年8月2日より施行する。

(改 正)

この規約は、平成26年7月25日より施行する。

この規約は、平成27年8月3日より施行する。

この規約は、平成28年8月22日より施行する。

この規約は、平成29年8月2日より施行する。

この規約は、平成30年8月1日（以下「施行日」という）より施行する。

この規約は、令和2年9月1日より施行する。

この規約は、令和3年9月1日より施行する。

この規約は、令和4年9月1日より施行する。

(会計年度に関する経過措置) (削除)

平成30年度の会計年度は、この規約による改正後の「渡良瀬遊水地保全・利活用協議会」規約第15条第1項にかかわらず、施行日から平成31年3月31日までとする。 (削除)

1. 地方自治体  
4市2町（古河市、栃木市、小山市、野木町、板倉町、加須市）
2. 渡良瀬遊水地利用者（占用）  
一般財団法人渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団
3. 渡良瀬遊水地利用者（採取）  
渡良瀬遊水地利用組合連合会  
栃木県下都賀漁業協同組合
4. 渡良瀬遊水地隣接自治会代表  
古河市行政自治会  
部屋地区自治会連合会（栃木市）  
藤岡地区自治会長会（栃木市）  
赤麻地区自治会連合会（栃木市）  
生井地区自治会連合会（小山市）  
野木区（野木町）  
板倉町行政区長会  
加須市自治協力団体連絡会北川辺支部
5. 渡良瀬遊水地の治水に関する関係団体  
渡良瀬遊水地第2調節池周辺地区治水事業促進連絡協議会  
渡良瀬遊水地関連地域活性化協議会  
思川右岸生井地区堤防強化対策協議会  
巴波・永野川築堤、堤防改修工事対策協議会  
野木町川西地区治水事業促進連絡会  
藤岡町巴波川周辺地区治水事業促進連絡協議会
6. 渡良瀬遊水地を活動拠点としている団体  
ラムサール湿地ネットわたらせ  
渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会  
特定非営利活動法人 わたらせ未来基金  
渡良瀬遊水地野鳥観察会  
谷中村の遺跡を守る会  
渡良瀬遊水地ガイドクラブ  
小山市渡良瀬遊水地エコツアーリズムガイド協会
7. 渡良瀬遊水地を利用している団体（スポーツ等）  
渡良瀬遊水地スポーツ利用者等連絡協議会  
特定非営利活動法人 スカイダイブ藤岡  
ミカモライディングクラブ  
一般社団法人 栃木市熱気球クラブ

8. 土地改良区

藤岡土地改良区

思川西部土地改良区

9. 教育関係

4市2町（古河市、栃木市、小山市、野木町、板倉町、加須市）教育委員会

10. その他公募による団体

(オブザーバー)

11. 国関係

環境省関東地方環境事務所野生生物課

国土交通省利根川上流河川事務所

地方自治体の長

- ・古河市
- ・栃木市
- ・小山市
- ・野木町
- ・板倉町
- ・加須市

構成員

- ・古河市 企画課
- ・栃木市 渡良瀬遊水地課
- ・小山市 自然共生課
- ・野木町 政策課
- ・板倉町 企画財政課
- ・加須市 環境政策課
- ・環境省 関東地方環境事務所 野生生物課 (削除)
- ・国土交通省 利根川上流河川事務所 調査課 (削除)